

官庁施設の防犯に関する基準【概要】

■目的・概要

官庁施設の利用者、執務者及び財産の安全を確保することを目的に、「官庁施設の基本的性能基準」の中で別に定めることとされている、官庁施設に求められる防犯に関する性能の水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定めたものです。

■主な内容

- ・建物内及び外部空間の防犯に関する性能の水準について
- ・施設整備、建築及び防犯設備に関する技術的な事項について
- ・施設の運用・管理に関する事項について

■主に使用する時期

企画立案段階、設計段階、工事段階

■適用方法

〈業務委託等を行う際の適用方法〉

- ・企画立案に関する業務、設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。
- ・発注者が自ら企画立案を行う場合は、施設の性能設定に使用します。

〈業務実施時の適用方法〉

- ・この基準に基づき、防犯に関する企画立案、設計を行います。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、この基準を確認します。

■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者に対する事項]

- ・この基準に定める性能の水準を満たすための標準的な手法やその他の技術的事項については「建築設計基準」「建築設備計画基準」「建築設備設計基準」等に定められています。【発】【設】
- ・この基準は、新設する官庁施設に適用することを想定しています。既存施設の改修においては、その目的や施設の状況等に応じて適用の可否を判断する必要があります。【発】【設】